

隠岐の島町移住体験・学生等研修施設（のぎのびハウス）利用のしおり

平成 29 年 6 月 2 日作成 令和元年 4 月 1 日一部改正 令和 3 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 9 月 1 日一部改正 令和 5 年 4 月 20 日一部改正 令和 6 年 4 月 1 日一部改正
令和 8 年 4 月 1 日一部改正

1. 名称

のぎのびハウス（隠岐の島町移住体験・学生等研修施設）

2. 所在

〒685-0012 島根県隠岐郡隠岐の島町東町宇屋の上 14 番地

3. 駐車場

2 台（うち1台は建物内車庫：軽自動車まで入庫可）

- ①指定された駐車位置(アスファルト部分の真ん中1台分)以外には駐車しないこと。
- ②住宅密集地であるので、乗降の際は静かに行うこと。また、アイドリングは控えること。

4. 利用可能人数

10名程度 ※大人数での利用については申請時に相談してください。

5. アクセス

【フェリー・高速船レインボー】

①七類港や境港から西郷港へ

フェリー：最短 2 時間 25 分、 高速船レインボー：最短 1 時間 09 分

②西郷港（隠岐汽船西郷営業所）から徒歩 6 分

【飛行機】

①出雲空港や大阪国際空港（伊丹）から隠岐空港へ：出雲から 30 分、大阪から 50 分

②連絡バスで隠岐ポートプラザ前まで：10 分

③隠岐ポートプラザ前から徒歩 7 分

6. 利用期間

移住体験施設としての利用期間は、利用開始日から起算して1箇月とする。

学生等研修施設として利用する場合、申請書のとおりとする。

7. 利用できる者（申請書に記載された者以外は利用することができない。）

移住体験施設を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)移住希望者。ただし、転勤等による移住は除く。

(2)町長が特に認めた者

学生等研修施設を利用できる者は、次の(1)~(4)のいずれかに該当する者とする。

(1)学校教育法第83条から第133条に定めのある大学・短大・高等専門学校・専修学校（以下「大学等」と言う。）に在学する学生で、次のア~エのいずれかに該当する者

ア 大学等の授業、フィールドワーク等で調査・研究をするため隠岐の島町を訪れる学生

イ 大学等の実習のため隠岐の島町を訪れる学生

ウ 隠岐の島町や大学等が実施する交流事業やイベント等に参加するため隠岐の島町を訪れる学生

エ ア~ウの他、町長が特に必要と認めた学生

(2) (1)により利用する学生を指導、あるいは引率する教職員

(3)地域振興、及び住民の健康福祉に関する会議、教室等を開催しようとする者及びその参加者

(4)その他町長が特に認めた者

8. 利用申請の仕方

施設を利用しようとする者(以下「利用希望者」という。)は、隠岐の島町移住体験・学生等研修施設利用申請書(様式第1号)を島根県住宅供給公社隠岐住宅管理事務所(以下「公社」という。)へ提出し、許可を受けるものとする。

(1)移住体験施設として利用する利用希望者は、申請書に利用目的を記載し公社に提出しなければならない。

(2)学生等研修施設として利用する利用希望者は、学生が所属する大学等の学生課(事務担当部局)又は担当教授を通じて申請するものとする。

※申請者は原則として学生を引率する大学等の教職員とし、教職員が同行しない場合

はその了解を得た者とする。（身分・利用内容等の確認のため）

(3)前号以外の場合の申請方法は、町長が別に定める。

(4)役場地域振興課は、上記の申請書が提出されたら速やかに審査し、承認する場合は隠岐の島町移住体験・学生等研修施設利用承認書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

9. 利用にあたっての留意事項

のぎのびハウスの利用にあたっては次のことに留意すること。

(1)利用は、学校が主催する授業、フィールドワーク、実習その他公益性を有するものに限り、私的な利用は不可とする。

(2)消耗品（洗剤、せっけん、シャンプー、歯磨き粉、ゴミ袋等）は、利用者で準備すること。

(3)当施設は住宅密集地に位置するため、夜間に騒いだり、大声や騒音を出したりすることがないように注意すること。

(4)施設は常に清潔に保ち、次に利用する者、近隣の者に迷惑がかからないようにすること。

(5)退去は極力平日の8:30~17:00の間とし、公社による退去の立会い確認を受けること。（退去日が土日祝祭日の場合は、係員が後日確認することとし、確認・伝達事項が生じた際は、申請者及び利用者は遅滞なく対応すること。）また、鍵は立会い確認の際返却すること（退去日が土日祝祭日の場合は、役場の夜間休日窓口に返却すること）。

(6)清掃について

- ① 利用後は必ず施設の掃除をすること。
- ② 掃除用具、食器類、その他施設の備品等は元あった場所に片付けておくこと。

(7)ゴミについて

- ① ゴミは町指定のゴミ袋（要購入）に入れ、のぎのびハウス内の土間にあるポリ容器に入れ、収集日の午前8時30分までに玄関前の道路沿いに出しておくこと。
- ② ゴミ袋の購入、ゴミ出しは利用者の責任で行うこと。資源ゴミも町指定のゴミ袋（要購入）に入れて出すこと。なお、収集日に出すことが困難な場合は、町指定のゴミ袋に入れ、ゴミ袋表側に「のぎのび」とマジックで大きく明記し、鍵の返却時に引き渡すこと。

(8)食料品について

- ① 購入・持ち込みをした食料品で残ったものは持ち帰る、又は処分をしておくこと。

②帰る時に冷蔵庫は空の状態にしておくこと。

(9)酒・たばこについて

①建物内は禁煙とする。

②酒・ビール等のアルコール類については、禁止はしないが節度をもって飲むこと。

(10)寝具について

寝具等はございません。

(11)施設の破損、汚損、その他気付いたことがあったら速やかに公社へ連絡し、指示を受けること。退去時チェックリストにそつて、整理整頓清掃された元通りの状態にし、退去すること。また、退去時チェックリストは、退去立会い確認の際、職員へ提出すること。

10. 利用料金について

(1)施設の利用料は1人あたり1,000円／日とする。ただし、未就学児は無料とする。

(2)利用料金は原則施設利用前に支払わなければならない。

(3)町長が特に必要と認めた者が利用するときは、利用料を免除する。

11. その他

(1)隠岐の島町移住体験・学生等研修施設の管理運営に関する要綱の内容を理解し、その内容を遵守すること。

(2)移住体験施設としての利用が終了した時は、隠岐の島町移住体験施設利用終了報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

(3)施設の目的に沿った利用に努めると共に、周辺住民から不審を持たれることがないように留意すること。その他困難な事態が起こった際は、速やかに公社に連絡をして指示を受けること。

(4)災害など不測の事態が発生した場合、近隣住民が当該施設に一時避難することがあるため、可能な限り協力すること。

【連絡先】

〒685-8585 島根県隠岐郡隠岐の島町下西 78 番地 2

島根県住宅供給公社隠岐住宅管理事務所

隠岐の島町役場地域振興課

電話 08512-3-1350

電話 08512-2-8570

隠岐の島町役場 閉庁時の取扱いについて

「のぎのびハウス」の鍵を受け取る・返却する際、庁舎が閉庁している場合は、夜間休日窓口の守衛にお声がけください。

(開庁時は 2階 島根県住宅供給公社 隠岐住宅管理事務所 です)



閉庁日時は下記の通りです

平日… 17:15～翌8:30

土日祝祭日…終日 (24時間)

年末年始… 12/29～1/3

その他緊急時 (事故・災害等)



ナポリ美容室
町指定ごみ袋販売

のぎのびハウス
(徒歩およそ5分)

みょうこう
明光酒店
町指定ごみ袋販売

西郷港 隠岐汽船
フェリーターミナル

善立寺
町指定ごみ袋販売

共生学園
保育所駐車場

共生学園
保育所駐車場

中町目貫のま

中町目貫のま

西郷港



至宇屋トンネル

入口と鍵

※開閉不良のため
使用できません



~~「玄関AD1」の鍵で開きます。~~



「東側1」の鍵で開きます。

至西郷港



めぎめびハウス



外観（南西側）



外観（南東側）



1階 玄関



1階 和室



1階 台所 (DK)



1階 トイレ

← 1階・2階のトイレは
温水洗浄便座です。

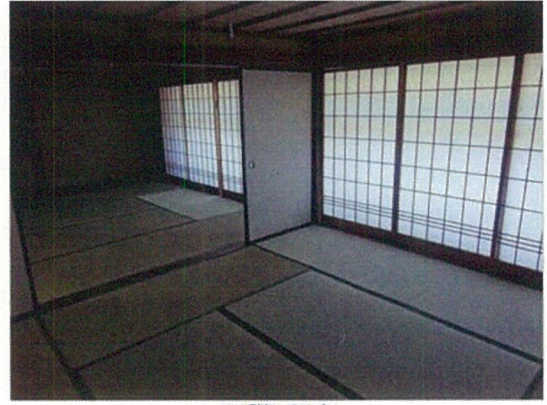
土間の多目的トイレは
温水洗浄便座ではあり
ません。 ↓



多目的トイレ



階段



2階 和室



2階 洋室



2階 ラウンジ



2階 浴室



2階 脱衣・洗濯 (洗濯機あり)



2階 トイレ



裏口

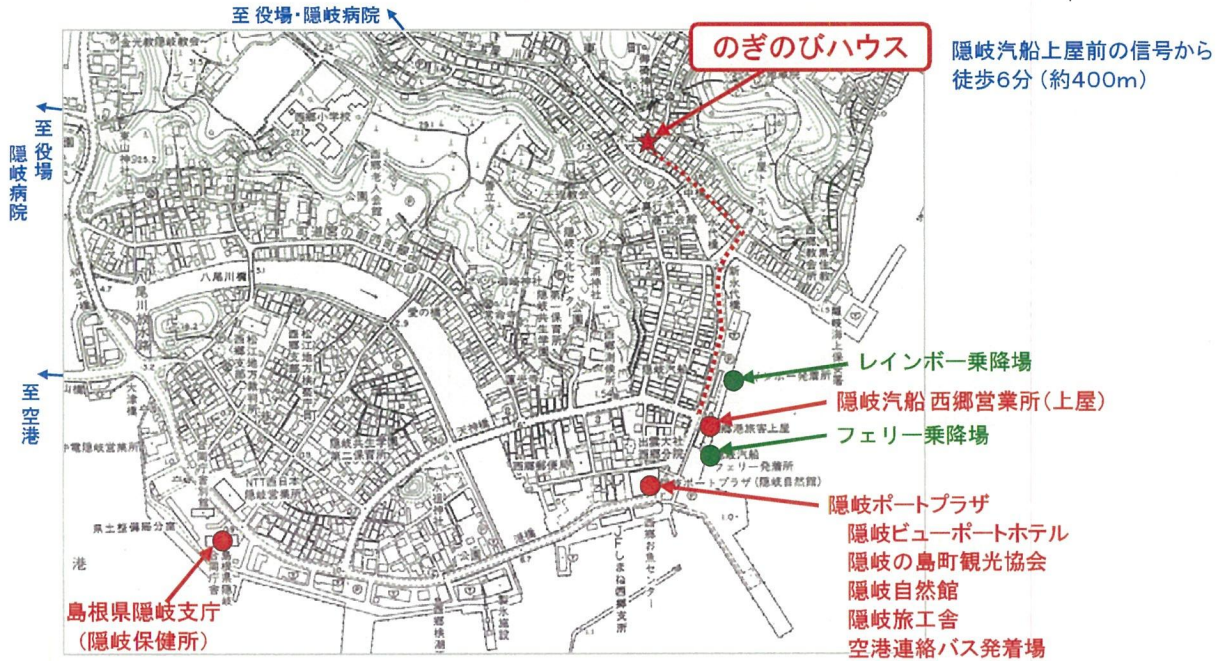


車庫
(軽自動車可)

駐車場
(3台分の真ん中)

駐車場に1台、車庫に1台(軽)駐車可

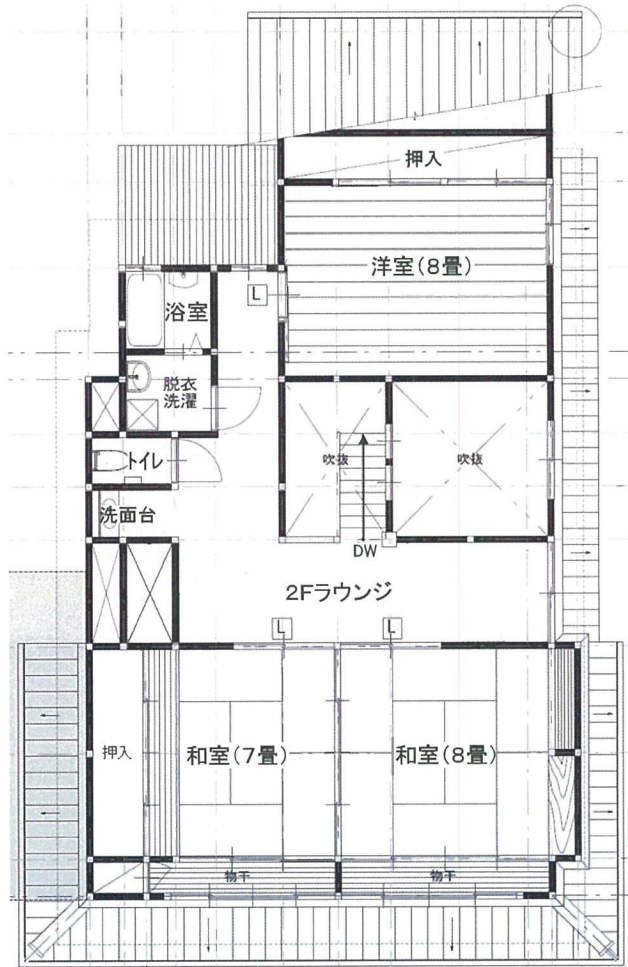
位置図



駐車場(3台分の真ん中に駐車)



1階平面図



2階平面図



FREE

Wi-Fi

SSID

Buffalo-A-556E

Buffalo-G-556E

暗号化キー

nhnct7he5sx3d

のぎのびハウス退去時チェックリスト

No.	項 目	チェック ✓
1	電気機器のスイッチは切ったか？（照明、炊飯ジャー、テレビ、他）	
2	冷凍冷蔵庫に食品が残ったままではないか？	
	冷凍冷蔵庫の主電源プラグを抜いたか？	
	使用した食器類は元の場所に片付けたか？	
	台所の排水口のゴミは取り除いているか？	
	水道の閉め忘れはないか？	
3	浴室、浴槽の掃除はしたか？	
	浴室の排水口の髪の毛やごみを取り除いているか？	
4	洗濯機の中に物が残っていないか？	
5	トイレ（1階、2階）の掃除はしたか？	
	トイレにゴミが残っていないか？	
6	全ての部屋の掃除をしたか？	
	玄関土間スペースの掃除はしたか？	
	屋外灯のスイッチは切ったか？（消し忘れが多いので要注意）	
	掃除用具は元の場所に置いたか？	
7	ゴミは全て処理したか？	
	収集に出せなかったゴミは、指定ゴミ袋に入れマジックで「のぎのび」と大きく記載したか？ （鍵返却時に、立会いの職員に引き渡す）	
8	忘れ物はないか？ 出っぱなしのものはないか？	
	窓の閉め忘れ、勝手口、車庫通路の戸締りは？ 玄関鍵の掛け忘れはないか？	

確認日 年 月 日 確認者氏名 _____